



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………
 - (都市整備局市街地整備部)区画整理課……………
 - 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
 - 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………
 - 令和二年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の日程変更及び中止……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………
- 告示 (教)
- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………
 - 平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害等補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正……………

公告

告示

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

東京都告示第八百三十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名

株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

二 事業施行期間

平成二十九年三月八日から令和二年九月三十日まで

三 施行地区

多摩市関戸一丁目、関戸二丁目及び一ノ宮二丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称

多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

六 施行認可の年月日

平成二十九年三月八日

七 変更の内容

事業施行期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

八 変更認可の年月日

令和二年六月三日

東京都告示第八百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

名称 変更事項

変更前 変更後 変更年月日

アウエ 構造計 品川区大崎 新宿区揚場 令和二年四月

イ建築 算適合 一丁目六番 町二番十八 十三日

評価ネ 性判定 四号 号

ツト株 の業務

式会社 を行う

地 の所在

株式会社 構造計 新宿区新宿 新宿区新宿 令和二年五月

社建築 算適合 一丁目八番 一丁目八番 二十五日

構造セ 性判定 一号大橋御 苑駅ビル六

ンター の業務 苑駅ビル六 階

地 の業務 階

事務所 宮城県仙台 宮城県仙台

の所在 市青葉区本 市青葉区本

市青葉区本 町二丁目十 町二丁目十

番二十八号 番二十八号

カメイ仙台 カメイ仙台

グリーンシ グリーンシ

ティ三階 ティ三階

福島県郡山 福島県郡山

市中町十一 市中町十一

番五号やま 番五号やま

のいビル千 三号室	のいビル千 三号室
群馬県高崎 市八島町二 百六十二番 地内藤ビル 二階	群馬県高崎 市八島町二 百六十二番 地内藤ビル 二階
埼玉県さい たま市浦和 区高砂二丁 目二番三号 さいたま浦 和ビルデイ ング三階	埼玉県さい たま市浦和 区高砂二丁 目二番三号 さいたま浦 和ビルデイ ング三階
千葉県船橋 市葛飾町二 丁目四百二 番地三丸庄 ビル一階	千葉県船橋 市葛飾町二 丁目四百二 番地三丸庄 ビル一階
神奈川県横 浜市西区北 幸二丁目三 番十九号日 総第8ビル 八階	神奈川県横 浜市西区北 幸二丁目三 番十九号日 総第8ビル 八階
長野県長野 市南県町千 八十二番地 KOYO南 県町ビル五 階	長野県長野 市南県町千 八十二番地 ND南県町 ビル五階
愛知県名古屋 市中区栄 四丁目十四 番二号久屋 パークビル 七階	愛知県名古屋 市中区栄 四丁目十四 番二号久屋 パークビル 七階
三重県四日 市市浜田町 十二番十八 号アーク四	三重県四日 市市浜田町 十二番十八 号アーク四

日市ビル七 階	日市ビル七 階
島根県松江 市中原町六 番地	島根県松江 市中原町六 番地
岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 広ビル二階	岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 広ビル二階
広島県広島 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四十二 号室	広島県広島 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四十二 号室
香川県高松 市亀井町二 番地一朝日 生命高松ビ ル五階	香川県高松 市亀井町二 番地一朝日 生命高松ビ ル五階
愛媛県松山 市三番町七 丁目十三番 十三号ミツ ネビルデイ ング六百一 号室	愛媛県松山 市三番町七 丁目十三番 十三号ミツ ネビルデイ ング六百一 号室
福岡県福岡 市博多区御 供所町一番 一号西鉄祇 園ビル三階	福岡県福岡 市博多区御 供所町一番 一号西鉄祇 園ビル三階
佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号S ONIC佐 賀駅前ビル 七百四号室	佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目五番 十号朝日生 命佐賀駅前 ビル三階

●東京都告示第八百五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一条の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事務所の名称 NDC東京東部認定調査センター
- 二 事務所の所在地 葛飾区立石七丁目三番一号 SHI MADA BLDG四階
- 三 申請者の名称 株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター
- 四 申請者の主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区伊藤町百十九番地
- 五 申請者の代表者 池 恵二の氏名

長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階	長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル二階
鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビ ル二階B号 室	鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビ ル二階B号 室
沖縄県浦添 市牧港五丁 目六番八号 沖縄県建設 会館四階	沖縄県浦添 市牧港五丁 目六番八号 沖縄県建設 会館四階

- 六 指定年月日 令和二年四月三十日
- 七 受託事務の種類 要介護認定調査事務
- 八 居宅サービス等 なし
の提供の有無

●東京都告示第八百六号

令和二年東京都告示第四十八号、令和二年東京都告示第二百十六号及び令和二年東京都告示第六百九十四号で告示した理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会の一部について、次のとおり講習日を変更し、及び開催を中止する。

令和二年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 管理理容師

変更前 令和二年四月十三日、同月十四日及び同月二十日

変更後 令和二年八月十七日、同月十八日及び同月二十四日

二 管理美容師

(一) 変更前 令和二年四月十三日、同月十四日及び同月二十日

変更後 令和二年八月十七日、同月十八日及び同月二十四日

(二) 変更前 令和二年四月二十一日、同月二十七日及び同月二十八日

変更後 令和二年八月二十五日、同月三十一日及び同月九月一日

- (三) 変更前 令和二年八月十七日、同月十八日及び同月二十四日
- 変更後 令和二年十二月十五日、同月二十一日及び同月二十二日
- (四) 変更前 令和二年八月二十五日、同月三十一日及び同月九月一日
- 変更後 開催中止
- (五) 変更前 令和二年十二月七日、同月十四日及び同月十五日
- 変更後 令和二年十二月一日、同月七日及び同月十四日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十一号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和二年六月三日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三二円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円

- 五十歳以上五十五歳未満 六、九九五円 二五、五〇三円
- 五十五歳以上六十歳未満 六、五四三円 二五、五一五円
- 六十歳以上六十五歳未満 五、三一五円 二〇、五一一円
- 六十五歳以上七十歳未満 三、九七〇円 一四、九八〇円
- 七十歳以上 三、九七〇円 一三、三四二円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第三十二号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率）の一部を次のように改正する。

令和二年六月三日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

| 平成二十一年三月一日まで |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 率学校薬剤師の |
一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一九	一・〇六
一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四
一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇九	一・〇八
一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇七
一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇四	一・〇三
一・〇二	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇七	一・〇六

| 平成二十一年三月一日まで |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 率学校薬剤師の |
一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇五	一・〇五	一・二四	一・一〇
一・〇二	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・二七	一・〇九
一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・一八	一・一一
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇九	一・〇一	一・一七	一・一二
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇九	一・〇一	一・一四	一・一二
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇九	一・〇一	一・一四	一・一二

<p>一 名称 特定非営利活動法人アジア教育友好協会</p> <p>二 代表者の氏名 関口 雄三</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区中葛西六丁目七番十二号 ビッグバン株式会社内</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年三月四日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人リップ・フォー・ライフ美奈子基金</p> <p>二 代表者の氏名 服部 克久</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十四番三号 ハイシテイ広尾 I-301</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年三月十日</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ふるさと東京を考える実行委員会</p> <p>二 代表者の氏名 谷川 洋</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南二丁目三番二十二号</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年三月二十六日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人グッド・エイジング・エールズ</p> <p>二 代表者の氏名 松中 権</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目三十三番十八号</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年四月二日</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ふるさと東京を考える実行委員会</p> <p>二 代表者の氏名 関口 雄三</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区中葛西六丁目七番十二号 ビッグバン株式会社内</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年三月四日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人リップ・フォー・ライフ美奈子基金</p> <p>二 代表者の氏名 服部 克久</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十四番三号 ハイシテイ広尾 I-301</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年三月十日</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

